

## 第1章 総則

### 第1条 (定義)

・本会則は、SIXPAD STATION (以下「施設」という) が提供するサービスおよびその利用者に適用されるものとします。

### 第2条 (目的)

・会員が安心して※EMS を使用し、健やかに生活できるようにサポートすることを目的とします。

※EMS(Electrical Muscle Stimulation=筋電気刺激)とは、電気刺激によって筋肉に直接信号を送り、筋肉を動かすことです。

### 第3条 (運営・管理)

・施設は、株式会社 MTG (以下「当社」という) が運営・管理を行います。

## 第2章 会員

### 第4条 (会員制)

1.施設は会員制とし、会員とは本会則第7条に定める会員資格を満たし、入会の手続きを完了することで、施設の利用に関する契約を当社と締結している個人を指します。

2.会員の契約期間は、第12条の会員資格の喪失までとします。

### 第5条 (会員の権利および義務)

1.会員は、施設が提供するサービスを利用することができます。

2.会員は、会員資格を維持するために本会則および施設の定める規約(以下「本会則等」という)を遵守し、サービス利用にあたり、当社、施設の指示に従うものとします。

### 第6条 (会員の種別)

・会員の種別、利用内容については別に定めるものとします。また、当社は新規会員種別の設定及び会員種別の変更、廃止を行うことができるものとします。

### 第7条 (会員資格)

・会員は、本会則等の遵守を同意した方で、かつ施設が入会を承諾した方とします。但し、次の各号に該当する方は会員資格がありません。

(1)暴力団関係者、反社会的勢力関係者、薬物による障害を有する方

(2)満18歳未満の方

(3)施設の定める健康状態チェックの申告内容により、施設の利用が困難と判断する方

(4)その他、施設が会員として相応しくないと判断する方

・また、次の各号に該当する方は入会をお断りする場合があります。

(1)刺青、タトゥーのある方

(2)身体的障がい、傷病、高齢などにより施設を一人で利用できない方

#### 第8条（会員資格の譲渡）

・会員資格は、本人限りとし、譲渡又は相続はできないものとします。

#### 第9条（未成年者）

・未成年者が入会を含む施設の利用を希望する場合には、親権者の同意書を持参し、当社より親権者へ同意の事実を確認したうえで、申込を行うものとします。

### 第3章 入退会

#### 第10条（入会手続き）

・入会を希望する方は、申込みにおける所定の必要事項を虚偽なく申請し、本会則等に同意し署名の上、申込みを行うものとします。施設の承諾後、入会金、諸会費を納入するものとします。

#### 第11条（個人情報保護）

・当社は、当社で取扱う会員の個人情報を別途定める「個人情報の取扱いについて」に従って管理するものとし、会員はこれに同意します。

#### 第12条（会員資格の喪失）

・会員は、次の各号の場合、会員資格を喪失します。

(1)退会の手続きを完了したとき

(2)第14条により除籍とされたとき

(3)会員本人が死亡したとき

(4)第26条により本施設の全部を閉鎖したとき

#### 第13条（退会）

1.会員が自己の都合により退会する場合は、退会希望月の前月の15日（15日が休業の場合には翌営業日）までに会員本人が所定の手続きを完了することにより、当月末で退会することができます。（例：3月末退会を希望する場合は2月15日まで）なお、店頭のみでのお手続きとなります。

2.退会の手続きがない場合は、施設の利用がなくても、引き続き月会費及び諸費用が発生します。

#### 第14条（除籍）

・当社は、会員が次の各号に該当する場合に除籍とすることができます。

(1)本会則等に違反したとき

(2)当社および本施設の名誉を毀損し、又は秩序を乱したとき

(3)故意又は重大な過失により、本施設、設備などを破壊したとき

(4)諸会費を滞納し、請求があっても納入しなかったとき

(5)入会、その他届出に際して虚偽の申告をしたとき

(6)他の方やスタッフに対し迷惑となる行為をするなど、施設の運営に支障をきたしたとき

(7)第 29 条の禁止事項に違反したとき

(8)法令に違反したとき

(9)その他施設が会員として相応しくないと認めたとき

#### 第 15 条（休会及び復会）

1.会員が自己都合により休会する場合は、休会希望月の前月の 15 日（15 日が休業の場合には翌営業日）までに会員本人が所定の手続きを完了することにより、翌月から月単位で休会することができます。（例：3 月から休会を希望する場合は 2 月 15 日まで）

なお、店頭のみでのお手続きとなります。

2.休会期間中であっても本会則等は適用され、会員は施設が別に定める休会費を支払うこととします。

3.休会期間中であっても復会希望月の前月の 15 日（15 日が休業の場合には翌営業日）までに会員本人が所定の手続きを完了することにより、翌月から復会できます。（例：3 月から復会を希望する場合は 2 月 15 日まで）

4.休会期間は 1 回の申し込み毎に最長 12 か月とします。休会期間を延長する時は、休会終了月の 15 日（15 日が休業の場合には翌営業日）までに再度休会手続きをするものとします。（例：3 月から休会延長を希望する場合は 2 月 15 日まで）

5.前項の届出が無い場合には、休会期間満了の翌日から復会したものとし、月会費の請求が行われます。

6.休会中はトレーニング及び ZEN ルームはご利用いただけません。

#### 第 16 条（会員種別変更）

・会員が会員種別の変更をする場合には、種別変更月の前月 15 日（15 日が休業の場合には翌営業日）までに会員本人が所定の手続きを完了することにより、翌月から会員種別を変更することができます。なお、店頭のみでのお手続きとなります。（例：3 月から会員種別変更を希望する場合は 2 月 15 日まで）

### 第 4 章 諸会費等

#### 第 17 条（入会金）

・入会金は入会申込日にお支払いいただきます。なお、一旦納付された入会金は理由の如何を問わず返還いたしません。

#### 第 18 条（諸会費）

1.月会費、休会費は施設が別に定めた金額とします。

2.月会費、休会費は翌月分を毎月末日に請求をいたします。ただし、ご利用のクレジットカード当社により引き落とし日はこととなります。また、入会日が属する月は 2 か月分の月会

費をお支払いいただきます。

3.前項の事由により、利用の有無に関わらず諸会費の支払い拒否はできないものとします。

4.会員は退会が完了するまでの間の諸会費を支払う義務があり、諸会費に未納金がある場合には全て完納するものとします。

5.月の途中で入会した場合も月会費は全額お支払いいただきます。日割りはございません。

#### 第 19 条（その他諸費用）

・物販購入などの他諸費用は施設が別に定めた金額を支払うものとします。なお一旦納付されたその他諸費用は理由の如何を問わず返還いたしません。

#### 第 20 条（報告義務）

・会員は、在籍中に本会則等を遵守できない状態になった場合や、住所、氏名、電話番号、届出クレジットカード等の会員情報に変更があった場合、その旨を速やかに報告しなければなりません。

また、その事由を隠匿、もしくはスタッフの指示に従わず施設を利用した場合、それに起因して会員本人または第三者に生じた損害について、施設は一切責任を負わないものとします。

### 第 5 章 施設利用

#### 第 21 条（営業時間）

・営業時間は、施設が別に定めるものとします。

#### 第 22 条（休業日・短縮営業日）

・原則として、施設が指定した日を休業日、短縮営業日とします。

#### 第 23 条（予約）

1.トレーニングの予約は、トレーニング開始の 1 時間前まで可能です。

2.ZEN ルームの利用予約は入会后 2 回目以降のトレーニング利用時とし、利用開始の 1 時間前まで可能です。

3.1 日に 2 回以上のトレーニングの予約はできません。

#### 第 24 条（キャンセル）

1.トレーニングのキャンセルは開始 1 時間前までとします。以降のキャンセル、またはご来店が無い場合は、ご利用回数を 1 回分消費させていただきます。

2.ZEN ルームのキャンセルは開始 1 時間前までとします。以降のキャンセル、またはご来店が無い場合は、利用料を全額お支払いいただきます。

#### 第 25 条（施設の利用制限）

・施設は、次の理由により臨時休業、施設の全部又は一部の利用を制限、若しくは停止することがあります。この場合の諸会費軽減は施設が別途定める基準によるものとします。

(1)施設点検整備や改造又は修繕を行う場合

- (2)天災地変、著しい社会情勢の変化及びその他やむを得ない事由が発生した場合
- (3)イベント等、施設の運営に必要とした場合
- (4)安全を維持できない等、施設の運営が困難と判断した場合

#### 第 26 条 (施設の閉鎖)

- ・当社は、次の各号に該当するときは施設の閉鎖又は一部閉鎖をすることがあります。
  - (1)天災地変その他外的理由による被害が大きく開場が不可能になったとき
  - (2)著しい社会情勢の変化、その他の事由が発生したとき
  - (3)経営上必要があると認められたとき

#### 第 27 条 (盗難・紛失)

・会員が施設の利用に際して生じた私物等の盗難、紛失につきましては、当社または施設に故意または過失がない限り、当社および施設は一切損害賠償の責を負いません。

#### 第 28 条 (持込物に関する責任)

・施設は、会員が施設に持ち込んだ物を預かりません。会員は、持込物について自己の責任をもって管理するものとし、故意または過失がない限り、会員が施設に持ち込んだ物の滅失または毀損については、例え施設が拾得、保管をした遺失物であったとしても賠償する責任を負いません。

#### 第 29 条 (禁止事項)

会員が施設内において次の各号の行為を行うことを禁止します。

- (1)許可無く施設の撮影や、録音をすること
- (2)許可無く物品の売買や営業行為、勧誘行為、金銭の貸借、政治活動、署名活動を行うこと
- (3)他の方やスタッフを直接または間接的に誹謗中傷すること
- (4)他の方やスタッフに対しての暴力行為、迷惑行為や威嚇行為
- (5)他の方やスタッフが恐怖を感じる危険な行為
- (6)他の方やスタッフを待ちぶせしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為
- (7)正当な理由のない面談、電話等、スタッフの業務妨げになる行為
- (8)他の方の利用の妨げになる行為
- (9)痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為
- (10)施設の設備・器具・備品の損壊や落書き、造作、備品の持ち出しをすること
- (11)動物を館内に持ち込むこと
- (12)刃物、爆発物等の危険物を館内に持ち込むこと
- (13)館内での喫煙
- (14)その他、施設が会員としてふさわしくないと認める行為

#### 第 30 条 (利用禁止)

・会員は、在籍中であっても、本会則等を遵守できない状態になった場合は、施設を利用することができません。

また、その事由を隠匿し、または、スタッフの指示に従わず施設を利用した場合、それに起因して会員本人または第三者に生じた損害について、施設は一切責任を負わないものとします。

## 第6章 その他

### 第31条（諸会費等の変更）

・当社は、本会則等に基づく諸会費等を会員の承認を得ることなく変更できるものとします。

### 第32条（会員の損害賠償責任）

・会員は、施設において、暴力行為、窃盗、迷惑行為などの自己の責に帰すべき事由により当社、施設又は第三者に損害を与えた場合にはその賠償の責に任ずるものとします。

### 第33条（免責事項）

・施設での怪我及び疾病、窃盗、会員同士のトラブルなどについて、当社または施設の責に帰すべき事由がある場合を除き、当社および施設は一切の責任を負わないものとし、また、会員は損害賠償の請求を行わないものとします。また、その損害の有無にかかわらず当社および施設は当社または施設の責に帰すべき事由がある場合を除き、一切関与しないものとし、当該会員は当社または施設に対相手方との仲介、調停等を求めてはならないものとします。

### 第34条（閉鎖時の会員資格）

・施設閉鎖の場合、全ての会員は退会とします。退会に際して入会金の返還は行いません。この場合の当月会費軽減は施設が別途定める基準によるものとします。さらに施設閉鎖に関わる特別の補償も行わないことを会員は予め承するものとします。

### 第35条（通知・告知）

・当社または施設から、会員宛てにキャンペーンや諸会費未払い等の通知を発信する場合は、会員から提出された最新情報をもとに発信するものとし、その効力は当該会員情報に記載された住所への到達をもって発生するものとします。但し、発信された時点において当該会員情報が正しいものでなかった場合、当該通知の発信をもってその効力が発生するものとします。また、そのことで生ずる会員または第三者の損害について、当社および施設は当社または施設の責に帰すべき事由がある場合を除き、その責を一切負わないものとします。但しやむを得ない場合においては通知を省略することができるものとします。

### 第36条（会則の改定）

・当社は、本会則等の改定を行うことができます。また、その効力は、全ての会員に適用されます。なお、本会則等の改定を実施するときは、当社は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

### 第37条（告知方法）

・本会則等及び施設の諸規則、運営に関する告知は、施設内、もしくはホームページ上に掲示する方法により行うものとします。但しやむを得ない場合においては告知を省略することができるものとします。

#### 第 38 条（会則の発効）

・本会則は平成 30 年 5 月 1 日(火)より発効します。

## SIXPAD STATION 八王子店会員規則

### 第 1 章 総則

#### 第 1 条（目的）

1. この会員規則（以下「本会則」といいます。）は、株式会社MTG（以下「当社」といいます。）が運営する SIXPAD STATION 八王子店（以下「施設」といいます。）を利用する会員（本会則第 2 章で定める会員のことをいい、以下「会員」といいます。）に適用されます。会員は、本会則及び当社が定める各種規約（以下合わせて「本会則等」といいます。）に従って、当社及び施設が提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用します。
2. 本会則は、本サービスの内容及び利用条件並びに会員の権利及び義務を定めています。会員は全て本会則に従い、年齢や利用環境等の条件に応じて、本サービスを利用します。
3. 利用するサービスによって当社が定める本会則以外の各種規約に同意頂く場合があります。このとき、同意頂いた各種規約は本会則と一体を為すものとします。
4. 会員が本会則に同意することにより当社との間に本契約（第 2 条で定義します。）が成立します。

#### 第 2 条（定義）

本会則において使用する以下の用語は、以下の各号に定める意味を有します。

- (1) 「本契約」：本会則を契約条件として当社及び会員との間で締結される、施設において本サービスを利用する契約を指します。
- (2) 「会員」：入会手続きが済み、当社と本契約を締結している全ての方を指します。
- (3) 「会員情報」：本サービスに登録した会員の ID 及びパスワードを指します。
- (4) 「EMS」：Electrical Muscle Stimulation＝筋電気刺激のこと。電気刺激によって筋肉に直接信号を送り、筋肉を動かすことによりトレーニングすることを EMS トレーニングと呼びます。
- (5) 「施設」：本会則において施設とは SIXPAD STATION 八王子店のみを指します。

当社が運営する他の SIXPAD STATION は対象外です。

(6) 「レッスン」：施設及び当社が提供するトレーニングです。インストラクターが指導します。

(7) 「SIXPAD HOME GYM 会員規約」：「家でもジムでもプラン」を利用する際に適用される規約です。

(8) 「SIXPAD HOME GYM 利用規約」：「家でもジムでもプラン」のうち、施設以外の場所で PowerSuit を利用してトレーニングする際に利用するサービスの利用規約です。

(9) 「SIXPAD HOME GYM 公式アプリケーション利用規約」：PowerSuit を利用して自宅でトレーニングする際に必要なアプリケーションの利用規約です。

### 第 3 条（本サービスプラン）

1. 会員が利用できる本サービスは以下の 3 通りのプランがあります。

(1) 「PowerSuitPlan」

施設でのグループレッスンが受け放題のプランです。

月額 9,900 円(税込)

(2) 「家でもジムでもプラン」

前項のプラン（施設でのグループレッスンの受け放題）に加え、当社が提供する SIXPAD HOME GYM のレッスンを会員のご自宅で受けることができます。

※SIXPAD HOME GYM に入会の上、SIXPAD HOME GYM 公式アプリのインストールが必要です。

※SIXPAD HOME GYM のレッスンに必要な EMS トレーニングスーツ上下 (Top/Bottom) と、専用コントローラーと専用ポーチのセット（以下「PowerSuit」といいます。）は施設から無料でレンタルします。

※SIXPAD HOME GYM 利用規約において「PowerSuit の購入が必要」と記載がある部分は、「施設からレンタルされた PowerSuit が必要」と読み替え、適用します。

※PowerSuitPlan の月額料金 9,900 円(税込)に加え、SIXPAD HOME GYM の Standard Plan 利用料金月額 4,180 円(税込)が必要です。

※SIXPAD HOME GYM の有料プランは Standard Plan に申し込んでください。「Lite Plan」に申し込んだ場合、PowerSuit と SIXPAD HOME GYM のトレーニングが連動しません。

(3) 「マイスーツプラン」

トレーニングに必要な PowerSuit を購入された場合のプランです。「PowerSuitPlan」「家でもジムでもプラン」それぞれ月会費から 1,000 円割引された価格で利用することが出来ます。

なお、施設でのグループレッスンに参加する際にご自身の PowerSuit を忘れた場合は、1 回



当たり 550 円 (税込) でレンタルすることも出来ます。この場合、施設内での利用に限ります。

2. 各プランごとのサービス内容は別途定めます。
3. 当社及び施設は、プランの新設、内容変更、廃止を随時行います。内容変更や廃止は、第 36 条の手続きに従い、会員に事前周知します。

## 及び第 2 章会員

### 第 4 条 (会員制)

1. 施設は会員制です。
2. 会員の契約期間は、第 11 条の会員資格の喪失までとします。

### 第 5 条 (会員の権利及び義務)

1. 会員は、申し込むプランごとに施設又は当社が提供する本サービスを利用することができます。
2. 会員は、会員資格を維持するために本会則及び施設の定める規約 (以下「本会則等」という。) を遵守し、サービス利用にあたり、当社、施設の指示に従うものとします。

### 第 6 条 (会員資格)

会員は、本会則等の遵守を同意した方で、かつ施設が入会を承諾した方とします。但し、次の各号に該当する方は会員資格がありません。

- (1) 暴力団関係者、反社会的勢力関係者、薬物による障害を有する方
- (2) 満 18 歳未満の方
- (3) 施設の定める健康状態チェックの申告内容により、施設の利用が困難と判断する方
- (4) その他、施設が会員として相応しくないと判断する方

また、次の各号に該当する方は入会をお断りする場合があります。

- (1) 刺青、タトゥーのある方
- (2) 身体的障がい、傷病、高齢などにより施設を一人で利用できない方

### 第 7 条 (会員資格の譲渡)

会員資格は、本人限りとし、譲渡又は相続はできないものとします。

### 第 8 条 (未成年者)

未成年者が入会を含む施設の利用を希望する場合には、親権者の同意書を持参してください。

い。当社は親権者に同意の事実を確認したうえで、入会承諾の判断を行います。

### 第3章 入退会

#### 第9条（入会手続き）

1. 入会を希望する方は、必要事項を過不足なく記入するとともに本会則等に同意の上、自筆にて署名して申込みを行うものとします。
2. 施設の承諾後、入会金、諸会費を納入することで会員資格が得られるものとします。

#### 第10条（個人情報保護）

当社は、当社で取扱う会員の個人情報を別途定める「個人情報の取扱いについて」に従って管理するものとし、会員はこれに同意します。

#### 第11条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号の場合、会員資格を喪失します。

- (1) 退会の手続きを完了したとき
- (2) 第13条により除籍とされたとき
- (3) 会員本人が死亡したとき
- (4) 第25条により本施設の全部を閉鎖したとき

#### 第12条（退会）

1. 会員が自己の都合により退会する場合は、退会希望月の15日(15日が休業の場合には前営業日)までに会員本人が所定の手続きを完了することにより、当月末で退会することができます。(例：3月末退会を希望する場合は3月15日まで) なお、施設のみでのお手続きとなります。
2. 退会の手続きがない場合は、施設の利用がなくても、引き続き月会費及び諸費用が発生します。
3. 「家でもジムでもプラン(家でもジムでもプランのマイスーツプランを含む。)」を退会する場合、それぞれの手続きに加え、別途 HOME GYM アプリの退会手続きが必要です。HOME GYM アプリの退会手続きは、会員自ら HOME GYM アプリ内のメニューから行ってください。施設の退会手続きが完了していても、HOME GYM アプリの退会手続きが完了していない場合は、HOME GYM アプリの月会費がかかります。また、HOME GYM アプリだけ入会していても PowerSuit を使用しなければ、EMS トレーニングは実施出来ません。
4. 「家でもジムでもプラン」を退会する場合、レンタルしている PowerSuit を退会日までに専用のケースに収納して返却下さい。理由の如何を問わず、退会月の翌月末までに返

却頂けない場合は、補償金として PowerSuit の定価（税込 118,000 円）をお支払い（入会時に登録されたカードから引き落とし）頂きます。

#### 第 13 条（除籍）

当社は、会員が次の各号に該当する場合に除籍とすることができます。

- (1) 本会則等に違反したとき
- (2) 当社及び本施設の名譽を毀損し、又は秩序を乱したとき
- (3) 故意又は重大な過失により、本施設、設備などを破壊したとき
- (4) 諸会費を滞納し、請求があっても納入しなかったとき
- (5) 入会、その他届出に際して虚偽の申告をしたとき
- (6) 他の方やスタッフに対し迷惑となる行為をするなど、施設の運営に支障をきたしたとき
- (7) 第 28 条の禁止事項に違反したとき
- (8) 法令に違反したとき
- (9) その他施設が会員として相応しくないと認めたとき
- (10) ご連絡が取れない状況が最終ご来店月より 3 ヶ月以上続いたとき

#### 第 14 条（休止手続き）

1. 会員は、休止希望月の前月の 15 日(15 日が休業の場合は翌営業日) までに会員本人が所定の手続きを完了することにより、翌月から月単位で休止することができます。(例：3 月から休止を希望する場合は 2 月 15 日まで) なお、店頭のみでのお手続きとなります。
2. 休止期間中であっても本会則等は適用され、会員は施設が別に定める休止費を支払うこととします。
3. 休止期間中、店頭で再開手続きして頂くことで、いつでも再開することが出来ます。再開した日にかかわらず、再開した日が属する月から再開したプランの月会費がかかります。この場合の月会費は 1 ヶ月分お支払い頂くものとし、日割り計算は致しません。
4. 休止期間は 1 回の申し込みごとに最長 6 か月とします。休止期間を延長する時は、休止終了月の 15 日(15 日が休業の場合には翌営業日) までに再度休止手続きをするものとします。(例：3 月から休止延長を希望する場合は 2 月 15 日まで)
5. 前項の届出が無い場合には、休止期間満了の翌日から再開したものとし、月会費の請求が行われます。
6. 「家でもジムでもプラン（家でもジムでもプランのマイスーツプランを含む）」を休止又は再開する場合、それぞれの手続きに加え、別途 SIXPAD HOME GYM の休止及び再開手続きが必要です。SIXPAD HOME GYM の休止及び再開手続きは、会員自ら SIXPAD HOME GYM 公式アプリ内のメニューから行ってください。施設の休止手続きが完了していても、SIXPAD HOME GYM の休止手続きが完了していない場合は、SIXPAD HOME

GYM の月会費がかかります。また、施設の再開手続きが完了しても、SIXPAD HOME GYM の再開手続きが完了していない場合は、SIXPAD HOME GYM の利用が出来ません。詳しくは SIXPAD HOME GYM 利用規約を参照してください。

7. 会員がプランを休止する場合であって、施設が PowerSuit をレンタルしているときは、レンタルしている PowerSuit を休止開始月の月末までに専用のケースに収納して返却下さい。理由の如何を問わず、休止開始月の翌月末までに返却頂けない場合は、補償金として PowerSuit の定価（税込 118,000 円）をお支払い（入会時に登録されたカードから引き落とし）頂きます。

#### 第 15 条（プラン（会員種別）変更）

1. 本サービスのプラン変更は、プラン変更希望月の前月 15 日(15 日が休業の場合には 翌営業日) までに会員本人が所定の手続きを完了することが必要です。なお、店頭のみでのお手続きとなります。(例:3 月からプラン変更を希望する場合は 2 月 15 日までに手続き完了する必要があります。)

2. 「PowerSuitPlan」の会員が「家でもジムでもプラン」にプランを変更する場合は、前項のプラン変更手続きに加え、HOMEGYM アプリへの加入及びインストールが必要です。なお、HOMEGYM アプリの加入及びインストールが未了でもプラン変更は可能ですが、次項で定める PowerSuit のレンタルは出来ません。また、理由の如何を問わず HOMEGYM アプリの利用が出来ない場合であってもプラン変更月より変更後のプランの月会費がかかります。

3. 「家でもジムでもプラン」で使用する PowerSuit のレンタルを希望する会員は、施設店頭で HOMEGYM アプリへの加入及びインストールを確認致します。

4. 「家でもジムでもプラン」の会員が「PowerSuitPlan」又は「マイスーツプラン」に変更する場合は、第 1 項のプラン変更手続きに加え、レンタルしている PowerSuit をプラン変更適用月の翌月末までに専用のケースに収納して返却下さい。理由の如何を問わず、定められた期日までに返却頂けない場合は、補償金として PowerSuit の定価（税込 118,000 円）をお支払い（入会時に登録されたカードから引き落とし）頂きます。

#### 第 4 章 諸会費等

##### 第 16 条（入会金）

入会金は入会申込日にお支払いいただきます。なお、一旦納付された入会金は理由の如何を問わず返還いたしません。

#### 第 17 条（諸会費）

1. 月会費、休止休止費は施設が別に定めた金額とします。
2. 月会費、休止休止費は翌月分を毎月末日に請求をいたします。但し、ご利用のクレジットカード当社により引き落とし日はことなります。また、入会日が属する月は 2 か月分の月会費をお支払いいただきます。
3. 施設又は本サービス利用の有無にかかわらず諸会費の支払い拒否はできません。
4. 会員は退会が完了するまでの間の諸会費を支払う義務があり、諸会費に未納金がある場合には全て完納するものとします。
5. 月の途中で入会した場合も月会費は全額お支払いいただきます。日割りはございません。

#### 第 18 条（その他諸費用）

物販購入などの他諸費用は施設が別に定めた金額を支払うものとします。なお一旦納付されたその他諸費用は理由の如何を問わず返還いたしません。

#### 第 19 条（報告義務）

会員は、在籍中に本会則等を遵守できない状態になった場合や、住所、氏名、電話番号、届出クレジットカード等の会員情報に変更があった場合、その旨を速やかに報告しなければなりません。

また、その事由を隠匿、もしくはスタッフの指示に従わず施設を利用した場合、それに起因して会員本人又は第三者に生じた損害について、施設は一切責任を負わないものとします。

#### 第 5 章施設利用

#### 第 20 条（営業時間）

営業時間は、施設が別に定めるものとします。

#### 第 21 条（休業日・短縮営業日）

原則として、施設が指定した日を休業日、短縮営業日とします。

#### 第 22 条（予約）

1 レッスンの予約は、レッスン開始の 1 時間前まで可能です。

2.1 度に予約できるレッスンの回数は、4 回までとします。

#### 第 23 条（キャンセル）

レッスンのキャンセルは開始 1 時間前までとします。レッスン開始 1 時間前以降のキャン

セル、又はキャンセル連絡も来店も無いことが 3 回以上続いた場合は、予約可能枠を制限させていただきます。

#### 第 24 条（施設の利用制限）

施設は、次の理由により臨時休業、施設の全部又は一部の利用を制限、若しくは停止することがあります。この場合の諸会費軽減は施設が別途定める基準によるものとします。

- (1) 施設点検整備や改造又は修繕を行う場合
- (2) 天災地変、著しい社会情勢の変化及びその他やむを得ない事由が発生した場合
- (3) イベント等、施設の運営に必要とした場合
- (4) 安全を維持できない等、施設の運営が困難と判断した場合

#### 第 25 条（施設の閉鎖）

当社は、次の各号に該当するときは施設の閉鎖又は一部閉鎖をすることがあります。

- (1) 天災地変その他外的理由による被害が大きく開場が不可能になったとき
- (2) 著しい社会情勢の変化、その他の事由が発生したとき
- (3) 経営上必要があると認められたとき

#### 第 26 条（盗難・紛失）

施設内における会員の私物等の盗難、紛失は、当社又は施設に故意又は過失がない限り、当社及び施設は一切損害賠償の責を負いません。

#### 第 27 条（持込物に関する責任）

会員が施設に持ち込んだ物をお預かりするサービスはありません。会員は、施設内のコインロッカーを利用するか、自己の責任で管理してください。当社及び施設は、又は又は施設が拾得、保管をした遺失物の滅失又は毀損についても賠償する責任を負いません。

#### 第 28 条（禁止事項）

会員が施設内において次の各号の行為を行うことを禁止します。

- (1) 許可無く施設の撮影や、録音をすること
- (2) 許可無く物品の売買や営業行為、勧誘行為、金銭の貸借、政治活動、署名活動を行うこと
- (3) 他の会員やスタッフを直接又は間接的に誹謗中傷すること
- (4) 他の会員やスタッフに対しての暴力行為、迷惑行為や威嚇行為
- (5) 他の会員やスタッフが恐怖を感じる危険な行為
- (6) 他の会員やスタッフを待ちぶせしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為

- (7) 正当な理由のない面談、電話等、スタッフの業務妨げになる行為
- (8) 他の会員の利用の妨げになる行為
- (9) 痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為
- (10) 施設の設定備・器具・備品の損壊や落書き、造作、備品の持ち出しをすること
- (11) 動物を館内に持ち込むこと
- (12) 刃物、爆発物等の危険物を館内に持ち込むこと
- (13) 館内での喫煙
- (14) その他、施設が会員としてふさわしくないと認める行為

#### 第 29 条 (利用禁止)

会員は、在籍中であっても、本会則等を遵守できない状態になった場合は、施設を利用することができません。また、その事由を隠匿し、又は、スタッフの指示に従わず施設を利用した場合、それに起因して会員本人又は第三者に生じた損害について、施設は一切責任を負わないものとします。

#### 第 6 章その他

#### 第 30 条 (会員の損害賠償責任)

会員は、施設において、暴力行為、窃盗、迷惑行為などの自己の責に帰すべき事由により 当社、施設又は第三者に損害を与えた場合にはその賠償の責に任ずるものとします。

#### 第 31 条 (免責事項)

施設での怪我及び疾病、窃盗、会員同士のトラブルなどについて、当社又は施設の責に帰すべき事由がある場合を除き、当社及び施設は一切の責任を負わないものとし、また、会員は損害賠償の請求を行わないものとします。また、その損害の有無にかかわらず当社及び施設は当社又は施設の責に帰すべき事由がある場合を除き、会員同士のトラブルについて一切関与しないものとし、当該会員は当社又は施設に対相手方との仲介、調停等を求めてはならないものとします。 "

#### 第 32 条(レンタル PowerSuit の取扱い)

1. レンタルの PowerSuit (スーツ上下・コントローラーのことをいい、以下「レンタル品」という) を利用中に紛失又は滅失した場合、補償金として紛失又は滅失した商品の定価価格をお支払い頂きます。
2. レンタル品を不適切な取扱い (洗濯不可の部品を洗濯した場合や故意の破損など) することにより破損した場合、修理費として以下各号の費用をご負担頂くことがあります。

- (1) Power Suit Bottom : 24,000 円(税込)
- (2) Power Suit Tops : 23,000 円(税込)
- (3) PowerSuit 専用コントローラー : 10,000 円(税込)

### 第 33 条 (閉鎖時の会員資格)

施設閉鎖の場合、全ての会員は退会とします。退会に際して入会金の返還は行いません。この場合の当月会費軽減は施設が別途定める基準によるものとします。

さらに施設閉鎖に関わる特別の補償も行わないことを会員は予め承するものとします。

### 第 34 条 (通知・告知)

当社又は施設から、会員宛てにキャンペーンや諸会費未払い等の通知を発信する場合は、会員から提出された最新情報をもとに発信するものとし、その効力は当該会員情報に記載された住所への到達をもって発生するものとします。但し、発信された時点において当該会員情報が正しいものでなかった場合、当該通知の発信をもってその効力が発生するものとします。また、そのことで生ずる会員又は第三者の損害について、当社及び施設は当社又は施設の責に帰すべき事由がある場合を除き、その責を一切負わないものとします。但しやむを得ない場合においては通知を省略することができるものとします。

### 第 35 条 (会則の改定)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき本会則等を随時変更できます。本会則等が変更された後の施設の利用は、変更後の本会則等が適用されます。

- (1) 本会則等の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
- (2) 本会則等の変更が、その目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 当社は、本会則等の変更を行う場合は、変更後の本会則等の効力発生時期を定め、効力発生時期の 1 ヶ月前までに、変更後の本会則等の内容及び効力発生時期を会員に通知、本サービス上への表示その他当社所定の方法により会員に周知します。

3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本会則等の変更の周知後に会員が施設を利用した場合又は当社所定の期間内に会員が退会の手続を取らなかった場合、当該会員は本会則等の変更に同意したものとします。

### 第 36 条 (告知方法)

本会則等及び施設の諸規則、運営に関する告知は、施設内、もしくはホームページ上に掲示



する方法により行うものとします。但しやむを得ない場合においては告知を省略することができるものとします。

#### 第 37 条（会則の発効）

- 本会則は平成 30 年 5 月 1 日（火）より発効します。令和 3 年 3 月 15 日第 23 条修正。